

資料編

1 設置要綱

1－1 草加市地域福祉連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市の地域福祉を市民や関係機関と共に策定及び推進していくため、草加市地域福祉連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(平25告示1134・一部改正、平30告示322-2・一部改正)

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく草加市地域福祉計画(次号において「計画」という。)の素案の策定に関すること。
- (2) 計画に係る取組の進捗管理、評価、見直しその他計画の推進に関すること。
- (3) 社会福祉法第55条の2第6項の規定に基づき、社会福祉法人に対し、意見を述べること。

(平25告示1134・全改、平30告示322-2・一部改正)

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 社会福祉関係者
- (2) 知識経験者
- (3) 地域市民団体等の代表者
- (4) 公募による市民

(平30告示322-2・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、所掌事項に関し必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

資料編

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉政策課において処理する。

(平29告示240・一部改正、平30告示322-2・一部改正)

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年告示第1134号)

この要綱は、平成26年2月21日から施行する。

附 則(平成29年告示第240号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年告示第322-2号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年5月20日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱による改正後の草加市地域福祉連絡協議会設置要綱第3条の規定による委員の委嘱に関し必要な行為は、この要綱の施行前においても、同項の規定により行うことができる。

1－2 社会福祉法人草加市社会福祉協議会地域福祉活動計画

連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人草加市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を市民や関係機関と共に策定及び推進していくため、社会福祉法人草加市社会福祉協議会地域福祉活動計画連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画素案の策定に関すること。
- (2) 計画に係る取組の進捗管理、評価、見直しその他計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、草加市地域福祉連絡協議会委員を委員とし、社会福祉法人草加市社会福祉協議会会長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、草加市地域福祉連絡協議会委員の任期とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、所掌事項に関し必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

1－3 第2次草加市地域福祉推進基本方針・第4次社会福祉法人草加市社会福祉協議会

地域福祉活動計画策定検討会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定による草加市地域福祉計画に基づく草加市地域福祉推進基本方針及び社会福祉法人草加市社会福祉協議会の社会福祉法人草加市社会福祉協議会地域福祉活動計画（次条においてこれらを「方針及び計画」という。）の策定に必要な事項を検討するため、第2次草加市地域福祉推進基本方針・第4次社会福祉法人草加市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 方針及び計画の策定並びに見直しに関する調査及び研究を行い、草加市地域福祉連絡協議会及び社会福祉法人草加市社会福祉協議会地域福祉活動計画連絡協議会の審議資料を作成すること。
- (2) その他方針及び計画の策定に関し必要なこと。

(組織)

第3条 検討会は、委員19名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 社会福祉法人草加市社会福祉協議会の職員
- (2) 市の職員

2 前項第2号の市の職員は、健康福祉部副部長（市長が指名する者に限る。）、総合政策課長、人権共生課長、みんなでまちづくり課長、福祉政策課長、生活支援課長、長寿支援課長、介護保険課長、障がい福祉課長、健康づくり課長、子育て支援課長、子ども育成課長、子育て支援センター所長、くらし安全課長、都市計画課長及び指導課長をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 検討会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、検討会を代表し、会務を掌理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第6条 検討会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、健康福祉部福祉政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

2 委員等名簿

2-1 草加市地域福祉連絡協議会及び社会福祉法人草加市社会福祉協議会

地域福祉活動計画連絡協議会委員名簿

選出区分	氏 名	選出団体等
社会福祉関係者	イシカワ ノリアキ 石川 憲章	特定非営利活動法人 草加市身体障害者福祉協会
	オノ ヒデキ 小野 秀樹	社会福祉法人 草加市社会福祉協議会
	アマノ タツオ 天野 達雄	草加市民生委員・児童委員協議会
	サイトウ サチコ 斉藤 幸子◎	ボランティア草加連絡協議会
	モロ スキ ヒロユキ 諸 貫 啓之	草加市介護支援専門員連絡協議会
知識経験者	マツモト マサ ヒコ 松本 眞彦	一般社団法人 草加八潮医師会
	モリ キョウコ 森 恭子○	学校法人文教大学学園文教大学
地域市民団体等の 代表者	ヒダカ マサアキ 日高 昌昭	草加市町会連合会
	イシイ タケン 石井 武	草加商工会議所
	ホンダ ケイコ 本多 恵子	草加市子ども会育成者連絡協議会
	ムラマツ ハルコ 村松 治子	介護者の集い「オアシス」
公募による市民	ナガノ ヨウコ 長野 洋子	市民公募
◎ 会長 ○ 副会長		(順不同 敬称略)

3 用語の解説

【あ 行】

アウトリーチ

支援が必要にもかかわらず、それを望まない、受けられない対象者に対し、支援を届ける手法（スキル）のこと。

日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）

埼玉県社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が充分でない方々に対して、地域で自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助を行うことにより、成年後見制度と同様にその方の権利を擁護する事業。各市町村社会福祉協議会にて相談を受け付けている。

【か 行】

基幹相談支援センター

障がいのある人やその家族などから日常生活における様々な相談への対応に加え、成年後見制度の利用支援や障がい者虐待の早期発見・防止等に必要な支援を行う。草加市では、草加市社会福祉事業団に委託して、設置している。

コミュニティソーシャルワーカー

生活上の課題を持つ個人や家族のニーズに対する個別支援と、その地域における住民のネットワークづくりや生活環境の整備を多職種、多機関と連携して支援する専門職。

クラウドファンディング

インターネットを通じて一般人から出資を募る活動、または、そのために利用できるサービスのこと。

公益的取組

国の通知では、社会福祉事業・公益事業を行うにあたって提供される、日常生活・生活上の支援を必要とする者に対するものである、無料・低額な料金で提供される、これらの3つの要件をすべて満たす福祉サービスのこと。

後見人

後見の事務を行う者のこと。

こうせい ほ ごじょせいかい 更生保護女性会

更生保護への理解と協力を得るための運動を展開しつつ、広く社会の方々に更生保護の心を伝え、地域に更生保護の土壌を創りあげるために活動をしている会。

ぎょう 【さ行】

じりつそうだんしえんきかん 自立相談支援機関

平成 27 年 4 月から施行された生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口。経済的な理由など、生活困窮の状態にある人に対して、生活保護に至る前の段階から、自立支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮の状態から、早期の自立に向けて支援する。

草加市では、市の生活支援課のとなりに窓口を設置し、まるごとサポート S O K A という名称で、開設している。

しみんこうけんじん 市民後見人

一般市民による成年後見人。認知症や知的障害などで判断能力が不十分になった人に親族がいない場合に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う。草加市では、市民後見人養成講座を実施し、受講修了者は、草加市社会福祉協議会に設置されているそうか成年後見センターに市民後見人候補者として登録している。

しゃきょう せいかつしえんかつどうきょうかほうしん 社協・生活支援活動強化方針

全社協・地域福祉推進委員会で、経済的困窮や社会的孤立などの今日的な福祉課題・生活課題の解決に向けて、社協活動のあり方や今後の活動強化の方向性を示したもの。

しょうがいしゃ しゅうろうしえん 障害者・就労支援センター

障害者やその家族の求めに応じて、職業相談、就職準備支援、職場開拓、職場実習支援、職場定着支援の業務を行う障害者就労支援の最前線の窓口のこと。

せいかつこんきゅうしゃじりつそうだんしえんまどぐち 生活困窮者自立相談支援窓口

平成 27 年 4 月から始まった生活困窮者支援制度において全国に設置された、生活全般にわたる困りごとの相談窓口。

せいかつしえん 生活支援コーディネーター

生活支援体制整備事業を進めるために配置するもの。多様な主体による多様な取組のコーディネート機能（資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチング）を担い、一体的な活動を推進する者。

せいねんこうけんせいど 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度。

せいねんこうけんせいどりようそくしんぽう 成年後見制度利用促進法

認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理や日常生活等に障害がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資することであるが、成年後見制度の活用が十分とは言えない状況である。これに鑑み、成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成 28 年 4 月 15 日に公布され、同年 5 月 13 日に施行された。

しゃかいふくしほう 社会福祉法

社会福祉法は日本の社会福祉の目的・理念・原則と対象者別の各社会福祉関連法に規定されている福祉サービスに共通する基本的事項を規定した法律。1951 年の制定時は社会福祉事業法という名称で、社会福祉基礎構造改革の検討を経て、2000 年 5 月に社会福祉法に名称と内容が大幅に改正され、同年 6 月に施行された。社会福祉サービスの定義・理念、福祉事務所・社会福祉審議会・社会福祉主事など行政組織に関する規定、社会福祉法人に関する規定、社会福祉協議会、共同募金など地域福祉に関する規定、福祉サービスの情報提供や利用者の権利擁護システム等が盛り込まれている。

しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん ほうりつ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

障害者や障害児、難病患者が、地域社会において、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい生活を営むために、福祉サービスの給付や地域での生活支援に関わる人材育成などの総合的な支援を行うことを定めた国の法律。

せいねんこうけん そうか成年後見サポートセンター

ご高齢の方や障がいをお持ちの方などで、日常生活上の判断や財産管理などにお困りの方の、成年後見制度の利用相談・援助や、必要な支援を行っているところ。

そうだん しえん ほうかつかすいしんいん 相談支援包括化推進員

世帯全体の課題を受け止めるため、相談支援包括化推進会議の開催等、多職種・多機関のネットワーク化を推進する人。

きのおう ソーシャルワーク機能

全米ソーシャルワーカー協会（1955 年設立）が、以下のとおり、ソーシャルワーク実践の目標を達成するためにソーシャルワーカーが果たすべき機能を示している。

- ①人々の問題解決能力や対処能力等を強化するという目標を達成するため、事前評価、診断、発見、カウンセリング、援助、代弁・能力付与等の機能を遂行する。
- ②人々と資源、サービス、制度等を結びつけるという目標を達成するため、組織化、紹介、ネットワーキング等の機能を遂行する。
- ③制度の効果的かつ人道的な運営を促進するという目標を達成するため、管理/運営、スーパービジョン、関係者の調整等の機能を遂行する。

④社会政策を発展させ改善するという目標を達成するため、政策分析、政策提案、職員研修、資源開発等の機能を遂行する。

【全米ソーシャルワーカー協会編、日本ソーシャルワーカー協会訳「ソーシャルワーク実務基準および業務指針」1997年より引用】

【た 行】

ダブルケア^{もんだい}問題

広義では家族や親族等、親密な関係における複数のケア関係、そこにおける複合的課題。狭義では、育児と介護の同時進行の状況のことである。育児と介護、介護と孫支援など、少子化・高齢化におけるケアの複合化・多重化の問題に焦点をあてる概念。

地域^{ちいき}ケア^{かいぎ}会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。具体的には、地域包括支援センター等が主催し、医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める。個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化する。共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげる。

社会^{こうけんかつどう}貢献活動

地域社会に密着して行う社会貢献活動のこと。

地域^{ちいき}子育て^{こそだて}支援^{しえん}拠点^{きょてん}（事業）^{じぎょう}

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業のこと。

（地域）^{ちいき}自立^{じりつ}支援^{しえん}協議^{ぎょうぎ}会^{かい}

「市町村地域自立支援協議会」とは、市町村における障害者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的な役割を果たすため、相談支援事業者、サービス事業者及び関係団体等からの参加を求め、市町村の責任主体としてその運営にあたるべき位置づけ。

地域^{ちいき}における^{じゅうみんしゅたい}住民^{かだい}主体^{いかい}の課題^{けんたい}解決^{けんかい}強化^{きやうか}・相談^{そうだん}支援^{しえん}体制^{たいせい}の在^あり方^{かた}に関する^{かん}検討^{けんとう}会^{かい}

「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において、地域共生社会の実現が掲げられ、その具体策の検討を加速化するために、厚生労働省内に大臣を本部長とする「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」（以下、「実現本部」という。）が設置され、その下に、住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくり、市町村による包括

的相談支援体制等について検討を行う「地域力強化ワーキンググループ」が設置された。

ちいきほうかつしえん 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することができるように、高齢者の生活を支える役割を果たす総合機関として、各市町村が設置している。草加市では、社会福祉法人や医療法人等に委託して、運営を行っている。地域包括支援センターでは、介護予防サービスの相談など高齢者に関する様々な相談を受け、必要なサービスにつないだり、権利や安全を守る支援をしている。

チームアプローチ

様々な職種の方がチームを編成してアプローチすること。

ちくしゃかいふくしきょうぎかい 地区社会福祉協議会

福祉推進の自主組織であり、法的な位置付けはないが、住民の自主組織である。草加市内では 12 地区において地区社会福祉協議会が設置され、草加市社会福祉協議会は活動の支援を行なっている。

ちくみんせいいいん じどういいんきょうぎかい 地区民生委員・児童委員協議会

市町村の一定区域ごと（町村は、原則として町村全域で一つの区域）に民生委員・児童委員協議会を設置することが民生委員法に規定されており、「法定単位民生委員・児童委員協議会」と呼んでいる。草加市では、12 の地区に分かれており、12 の地区民生委員・児童委員協議会が組織されている。

ちゅうかくきかん 中核機関

権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関のことで、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担う。専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会等の事務局等、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを行う。

ちゅうかんできしゅうろう 中間的就労

一般的な職業に就く「一般就労」をただちに目指すのが困難な人が、本格的な就労に向けた準備段階として、公的支援も受けながら、日常生活での自立や社会参加のために働くことができる就労機会のこと。

ぎょう 【は行】

はちまるごーまるもんだい 8050問題

ひきこもりが長期化すると親も高齢となり、収入が途絶えたり、病気や介護がのしかかったりして、一家が孤立、困窮するケースが顕在化し始めている。こうした例は「80 代の親と 50 代の子」を意味する「8050（はちまるごーまる）問題」と呼ばれる。

ひなんこうどうようしえんしゃ
避難行動要支援者

災害時に自力での避難が難しく、第三者の手助けが必要な高齢者、障害者など支援が必要な方。

ファンドレイジング

単なる資金調達にとどまらず、共感をマネジメントしながら組織と財源を成長させる力。人々に社会課題の解決に参加してもらうためのプロセス。寄付から社会的投資まで含む。

フードドライブ

各家庭で余った食品を持ち寄り、それを必要とする人々にフードバンクなどを通じて寄付する活動。

ふくしきょうりよくいん
福祉協力員

住民同士の見守り活動などを推進する役割を担う人。

ほうじんこうけん
法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPO などの法人が、成年後見人、保佐人もしくは補助人になること。

ほごしかい
保護司会

社会奉仕の精神をもつて、犯罪をした者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もつて地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とするもの。

ほしけんこうほうかつしえん
母子健康包括支援センター

母子保健法の改正により、平成 29 年 4 月から「母子健康包括支援センター」を市区町村に設置することが努力義務とされた。当センターは平成 26 年度から実施されている妊娠・出産包括支援事業と、平成 27 年度から開始された子ども・子育て支援新制度の利用者支援や子育て支援などを包括的に運営する機能を担うもの。専門知識を生かしながら利用者の視点に立った妊娠・出産・子育てに関する支援のマネジメントを行うことが期待される。

ボランティアセンター

ボランティアに関する事務を行い、ボランティアの活性化を図る組織のこと。

ぎょう
【や行】

ヤングケアラー

親や祖父母、きょうだいの世話をしている子どものこと。

ようほごじどうちいきたいさくきょうぎかい
要保護児童地域対策協議会

要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者（以下「要保護児童等」という。）に関する情報の交換や支援内容の協議を行う会議体のこと。

4 関係機関・団体等アンケート結果

関係機関・団体等へのアンケートの結果、地域（活動）課題として考えられることとして、次のような意見があげられました。

主体	地域（活動）課題として考えられること
関係機関	・集いの場・通いの場などのサロン数が少ないこと ・外出困難者への閉じこもり ・8050問題への対応 ・生活困窮のケースについて、近所やネットワークからの相談が増えていること ・子育てと介護が必要な世帯への支援 ・ひとり暮らしで社会的孤立の高齢者への支援 ・独居で身寄りのない方の入院の受け入れ ・閉じこもりや精神疾患等を抱えた方への対応 ・ひきこもり当事者の集いの場がないこと ・移動支援への対応 ・多問題を抱える家庭への対応 ・身近な買い物場所が減少してきていること ・近隣との交流が少ないこと ・本人だけでなく、家族の支援が必要なケースが増えていること ・認知症の予備軍への支援 ・認知症の独居の方で身内がいないケースがあること
関係団体	・活動資金の不足 ・活動リーダーのなり手不足 ・団体の入会者の減少、会員の拡大 ・会員の高齢化（活動休止の危険性、新たな仕事の開発や就労環境の整備 等） ・人材不足
行政	・地域関係の希薄さからくる近隣の無関心があること ・支援が求められない人がいること ・架空請求の横行があり、市のホームページや安全安心メールでの注意・呼びかけが必要なこと ・外国籍の方の相談が多いこと ・生活全般に関しての知識が乏しいこと ・関わる相談機関の助言や対応のばらつきがあること ・子育て支援団体などに若い担い手がないこと ・単身世帯による地域からの孤立化 ・ひきこもりや閉じこもり（8050問題）の顕著化 ・拠点の整備、緊急時の対応、親なき後の問題、8050問題、世帯全体の多問題のケース対応、障害者差別解消支援、社会資源情報の共有方法、社会資源の不足（自立支援協議会内からの課題） ・無年金や低所得者層が増えてきていること

また、現行での支援の難しいケースについては次のような意見がありました。

項目	支援の難しいケースについて
状態像や行動	・ 高齢者の支える家族が知的障害者や精神疾患の方への対応 ・ 独居で統合失調症、被害妄想などにより、関係機関に訴えが強く、頻繁に連絡が入る方の対応 ・ 家族に精神的問題があり、認知症の本人の介入が進まない ・ 精神疾患の疑いのある方がいる世帯 ・ 医療的ケアの必要な障がい者の支援 ・ 療育手帳に該当しない軽度な知的障がいの方への支援 ・ 支援に拒否的で実態把握が困難な社会的ひきこもり ・ 独居高齢者の緊急時や入院時の対応 ・ ひとり暮らしで身寄りがいない ・ 認知症状が急激に悪化した独居高年者 ・ ひとり暮らしの認知症状のある方（医師の同意が取れない） ・ 認知症状が進んでいる家族が受け入れられないため支援できない ・ お互いが認知症の夫婦だけで生活が困難になっている ・ 夫婦二人とも認知症が進んでしまい、生活上の困りごとが言えず、サービス拒否がある ・ 一人暮らしの認知症の方で受診や服薬の維持が困難 ・ 認知症でひきこもり、独居 ・ 経済的困窮により、必要な医療を受けることが困難 ・ 独居で、ギャンブルで浪費するため生活が困窮している ・ 認知症で生活保護の方、借金を抱えている ・ 多重債務があり、貧困で生活が立ちいかなくなっている ・ 生活保護の方で費用の捻出ができず、家族の協力が得られない ・ 利用者やその家族の状況がわからず、かつ関わりが難しい ・ 引きこもりの家族がいて、積極的なサービスの導入を望まない ・ 社会的な孤立 ・ SOSが出せない高年者、孤独死 ・ 引きこもり（外部の介入を極端に嫌がる場合） ・ 未成年の社会的孤立で、本人の意思だけで支援につなげられない ・ 孤立化した母子世帯（具体的に救いを求める方法を選択できない） ・ 子と同居している母親で支援介入の拒否、ネグレクトの状態 ・ 外国人のDV被害者（意思疎通が図りにくい）、障がいがあるDV被害者（真意がわかりにくい点）、多子世帯のDV ・ 昼夜を問わない虐待への対応 ・ 金銭管理ができない ・ ごみ屋敷、ゴミ屋敷のゴミの片づけ ・ 高齢夫婦のみ世帯のゴミ出しや高齢独居のゴミ出しが困難 ・ 受診したほうがいいが、拒否が強く受診できていない ・ 介護申請をしてサービス利用につなげたいが受診の拒否がある ・ 支援の必要な本人の支援拒否や受診拒否がある ・ 多問題家族

	・ 8050問題 ・ 高年者のペット問題（引き取り手がない、精神的ケアが不十分） ・ 犬猫の多頭飼育（ゴミや悪臭の発生原因となっている） ・ アルコール依存（なかなか治療が続かない） ・ 日中独居で家族が就労している方または独居の方の通院介助
--	---

草加市地域福祉リンクプラン

**第2次草加市地域福祉推進基本方針
第4次社会福祉法人草加市社会福祉
協議会地域福祉活動計画**

発行月：令和2年（2020年）3月

発行者：草加市健康福祉部福祉政策課

〒340-8550 草加市高砂1-1-1

社会福祉法人草加市社会福祉協議会

〒340-0013 草加市松江1-1-32